

【Q ベッドからの転落事故の責任】

Q 特別養護老人ホームの利用者が、夜間に自力でトイレに行こうとしてベッドから転落し大腿骨を骨折する事故が発生しました。

この利用者は歩行困難のため、普段のトイレへの移動はナースコールにより職員が介助をしていましたが、このときはナースコールを押さず一人で移動されようとしたようです。

利用者の家族は、この度の事故の原因はベッドに転落防止の柵が無かったからだと申し立てています。

この場合、施設側は損害賠償等の事故責任を問われることとなるでしょうか。

A

施設内で事故が発生した場合、施設側の民事責任としては、債務不履行責任と不法行為責任が考えられます。

債務不履行責任とは、施設と利用者との間の施設利用契約等に基づいて、施設が負担する安全配慮義務等を履行しなかった場合に負う責任です。

不法行為責任とは、故意または過失により違法に他人に損害を与えたときに負う責任です。

いずれの場合でも、施設側に「債務不履行」ないし「過失」があったかどうかということが論点となり、施設が尽くすべき注意義務を果していれば、法的には責任を問われることはありません。

この事例は、利用者の家族から、ベッドに転落防止の柵がなかったため転落事故が発生したと主張されているとのことですが、一般的に、ベッドに柵を設置することは、当該柵の形態如何によっては、入所者の行動の自由を一定程度制限することにつながることから、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規準」(厚生省(当時)第39号)により「当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」との禁止が定められている身体拘束の一つの行為であると考えられ、一概に柵の設置の有無のみで「債務不履行」や「過失」の有無が決められるものではないといえます。

ご質問に対する回答としては、個別具体的な事情を踏まえて判断する必要がありますが、例えば、事故に遭われた利用者の事故以前の状況に照らして、医師等の判断に基づき柵の設置を義務付けられていた場合であれば、柵の設置を怠ったことが「債務不履行」ないし「過失」と評価されることが考えられます。

また、以前にも当該利用者が一人で歩こうとしていたなど、施設側により注意深く当該利用者を見守る必要があったという事情があり、柵の設置以外の方法で転倒事故防止を防ぐことができると判断される場合には、そのような防止措置を採らなかったことが「債務不履行」ないし「過失」と評価されることも考えられます。